

新城市広告掲出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発行する広報紙、ホームページ等(以下「広報紙等」という。)を広告媒体として活用することに関し、必要な事項を定めることにより、市の新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告の掲出が可能なものをいう。
 - ア 市が発行する広報紙、封筒その他の印刷物
 - イ 新城市公式サイト
 - ウ その他広告媒体として活用できる市が保有する資産
- (2) 広告掲出 広告媒体に民間企業等の広告を掲出することをいう。
- (3) 広告主 広告媒体に広告を掲出しようとする民間企業等をいう。
- (4) 広告掲出事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 広告掲出により、広告掲出料を徴収する事業
 - イ その他広告の掲出に関する事業

(広告掲出ができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告主については、広告掲出事業を実施することができない。

- (1) 本市の市税等を滞納している者
- (2) 新城市暴力団排除条例(平成 23 年新城市条例第 1 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (3) その他広告掲出ができる者として不適当であると市長が認める者

(広告内容に関する定め)

第4条 広告掲出事業は、次の各号のいずれにも該当しない範囲で実施するものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの

- (5) 迷信又は非科学的なもの
- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (7) 個人の氏名を広告するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に規定する広告掲出事業の範囲の基準については、別に定めるものとする。

(広告掲出事業に関する定め)

第5条 市長は、広告掲出事業の実施に際し、事業の内容に応じ、次の各号に掲げる事項を別に定める。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告の規格及び数量
- (3) 広告の掲出位置及び掲出期間
- (4) 申込みの時期
- (5) 広告掲出料
- (6) その他必要と認める事項

2 前項の規定による広告掲出料の決定に当たっては、広告媒体の作成又は維持管理に要する経費、広告募集に要する経費、類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

(審査機関)

第6条 広告媒体に掲出する広告の可否等を審査するため、広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

- 2 審査会の委員長は企画部秘書人事課長を、委員は行政課長、財政課長、税務課債権管理室長、企画調整課長、産業政策課長、都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、広告媒体に掲出する広告の可否等に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 審査会は、委員長がその議長となる。

- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲出するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、企画部秘書人事課において処理する。

(広告の募集方法)

- 第9条 市長は、広告掲出に適当な広告媒体がある場合には、広告掲出の募集をすることができる。
- 2 前項の募集は、広報紙等に掲出し、公募することにより行う。

(申込方法)

第10条 広告媒体への広告掲出を希望する者(以下「広告掲出希望者」という。)は、別に定めた申込書により、当該広告事業を所管する部署に対し、持参又は郵送で市長が指定する期間内に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

- 第11条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、広告掲出の可否を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、その結果を、別に定めた通知書により、広告掲出希望者に通知しなければならない。

(優先順位)

- 第12条 市長は、広告掲出希望者の数が募集した数量を超えたときは、広告主を次の順位により決定する。なお、同順位の者がある場合には、掲出希望月数の多い者を優先する。
- (1) 公社、公団、公益法人及びそれらに類する者
 - (2) 公共的性格のある私企業等で、市内に事業所を有する者
 - (3) 前号に規定する私企業等以外の者で、市内に事業所を有する者
 - (4) その他私企業等
- 2 前項の規定によっても広告主が決定しないときは、同順位の者のうちから、抽選に

より決定する。ただし、第5条第1項の規定により市長が別に定めた方法により選定する場合はこの限りでない。

(広告掲出料の支払い方法)

第13条 広告主は、広告掲出料を市長の指定する期日までに、一括前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 市長は、市に対する信用及び信頼を損なうことのないよう、広告内容、デザイン等(以下「広告内容等」という。)について審査し、広告の具体的な内容について広告主と協議しなければならない。

(広告の内容等の変更)

第15条 市長は、前条の規定により広告の内容等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要綱等に抵触していると判断するときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出の取消し)

第16条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主等への催告その他の手続を要することなく、広告掲出を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき
- (2) 市長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主が第3条の規定により広告掲出事業を実施できない者であることが明らかになったとき
- (5) その他広告媒体への広告掲出が適切でないと市長が判断するとき

(広告掲出料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を還付する。

- 2 前項の規定により還付する広告掲出料は、掲出を取り消した月以降の納付済額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲出料には利子を付さない。
- 4 広告掲出料の還付を受けようとする者は、市長に対し、別に定めた還付請求書を提出しなければならない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告事業の委託)

第19条 市長は、広告代理店に、広告事業に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第9条の規定により広告の募集をすること。
- (2) 第10条の規定により広告掲出希望者から申込みを受けること。
- (3) 第12条の規定により広告の優先順位を決定すること。
- (4) その他広告事業に関すること。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途協議の上定めるものとする。

(財源の充当)

第20条 広告掲出料は、広告媒体の作成、発行、維持管理及び関連する事業の経費に充てることができるものとする。

(雑則)

第21条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、新城市公有財産管理規則、その他関係法令の定めるところによる。

(その他)

第22条 この要綱に定めのない事項については、市長または審査会で協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

(経過措置)

改正前の規定により申し込まれた広告については、なお従前の例による。